

賃貸住宅管理法に基づく賃貸住宅管理業登録にかかる登録免許税支払先等のご案内

- ・賃貸住宅管理業の登録申請をする場合は、登録免許税法に基づき、申請件数1件あたり9万円を次の納税地に納付していただくこととなります。
- ・登録免許税は、下記の納税地のほか、日本銀行及び国税の収納を行うその代理店並びに郵便局において納付することができますが、この場合においては、納付書の宛先は下記の各税務署となります。（納付書はお近くの税務署で取得してください。）

登録申請をする地方整備局等	納税地	税務署番号
北海道開発局	北海道札幌市北区北三十一条西7-3-1 札幌国税局札幌北税務署	00037034
東北地方整備局	宮城県仙台市青葉区上杉1-1-1 仙台国税局仙台北税務署	00039011
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 関東信越国税局浦和税務署	00033018
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区西大畑町5191 関東信越国税局新潟税務署	00034515
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2 名古屋国税局名古屋中税務署	00041011
近畿地方整備局	大阪府大阪市中央区大手前1-5-63 大阪国税局東税務署	00035019
中国地方整備局	広島県広島市中区上八丁堀3-19 広島国税局広島東税務署	00045013
四国地方整備局	香川県高松市天神前2-10 高松国税局高松税務署	00047014
九州地方整備局	福岡県福岡市東区馬出1-8-1 福岡国税局博多税務署	00049054
沖縄総合事務局	沖縄県浦添市宮城5-6-12 沖縄国税事務所北那覇税務署	00053056